

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月 1日
(第15期) 至 平成24年3月31日

アルファグループ株式会社

東京都渋谷区東一丁目26番20号

(E05399)

目次

第15期有価証券報告書		頁
【表紙】		
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	11
5	【従業員の状況】	12
第2	【事業の状況】	13
1	【業績等の概要】	13
2	【仕入及び販売の状況】	15
3	【対処すべき課題】	16
4	【事業等のリスク】	16
5	【経営上の重要な契約等】	17
6	【研究開発活動】	17
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3	【設備の状況】	19
1	【設備投資等の概要】	19
2	【主要な設備の状況】	19
3	【設備の新設、除却等の計画】	20
第4	【提出会社の状況】	21
1	【株式等の状況】	21
2	【自己株式の取得等の状況】	28
3	【配当政策】	28
4	【株価の推移】	29
5	【役員の状況】	30
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5	【経理の状況】	40
1	【連結財務諸表等】	41
2	【財務諸表等】	78
第6	【提出会社の株式事務の概要】	95
第7	【提出会社の参考情報】	96
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	96

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【事業年度】	第15期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	アルファグループ株式会社
【英訳名】	Alpha Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 上 岳史
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03(5469)7300(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 最高財務責任者 西原 哲司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03(5469)7300(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 最高財務責任者 西原 哲司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	27,928,204	22,307,432	20,814,823	20,658,168	22,996,815
経常利益 (千円)	65,623	160,817	488,826	444,499	425,382
当期純損益 (千円)	△19,336	234,503	292,617	310,604	226,282
包括利益 (千円)	—	—	—	317,489	226,385
純資産額 (千円)	1,772,683	2,005,990	2,265,966	2,505,625	2,688,690
総資産額 (千円)	7,111,512	5,279,690	5,289,644	4,842,267	5,873,307
1株当たり純資産額 (円)	58,845.18	66,932.58	75,837.39	84,801.34	90,997.07
1株当たり当期純損益 (円)	△653.05	7,883.00	9,904.80	10,512.20	7,658.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	7,877.97	9,899.44	10,508.65	7,656.32
自己資本比率 (%)	24.5	37.5	42.4	51.7	45.8
自己資本利益率 (%)	—	12.6	13.9	13.1	8.7
株価収益率 (倍)	—	4.0	5.8	4.5	7.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	199,544	548,968	643,686	386,967	181,458
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△197,252	439,990	183,866	△638,320	△257,051
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	712,200	△1,550,514	△297,286	△187,568	263,364
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,474,370	912,815	1,443,081	1,004,159	1,191,930
従業員数 (名)	283	185	144	105	100
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔147〕	〔85〕	〔72〕	〔65〕	〔64〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期においては、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 自己資本利益率については、第11期においては、当期純損失のため記載しておりません。

4 株価収益率については、第11期においては、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	5,767,360	5,610,775	5,446,199	5,918,628	5,843,975
経常利益 (千円)	77,432	74,646	64,933	74,664	50,577
当期純利益 (千円)	30,959	292,319	84,201	87,722	6,099
資本金 (千円)	524,203	527,678	527,678	527,753	527,753
発行済株式総数 (株)	30,730	30,968	30,968	30,972	30,972
純資産額 (千円)	1,731,764	2,022,563	2,073,621	2,115,901	2,078,783
総資産額 (千円)	6,054,174	4,419,806	4,251,763	4,130,181	4,436,868
1株当たり純資産額 (円)	58,297.28	68,339.83	70,189.95	71,611.39	70,355.16
1株当たり配当額 (円)	—	1,000	1,500	1,500	1,500
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	1,045.59	9,826.54	2,850.12	2,968.92	206.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	1,036.94	9,820.26	2,848.58	2,967.92	206.37
自己資本比率 (%)	28.5	45.7	48.8	51.2	46.9
自己資本利益率 (%)	1.8	15.6	4.1	4.2	0.3
株価収益率 (倍)	36.3	3.2	20.0	16.0	269.3
配当性向 (%)	—	10.2	52.6	50.5	726.6
従業員数 (名)	37	35	29	28	22
[外、平均臨時雇用者数]	[1]	[—]	[2]	[1]	[1]

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

当社は、現当社代表取締役社長最高経営責任者上岳史及び現当社代表取締役最高事業責任者吉岡伸一郎がセールスプロモーションを目的として設立(平成6年11月 本社：東京都渋谷区渋谷)した㈱プラスアルファが営んでいたモバイルビジネス部門(平成8年8月に設置)を分離独立させ、平成9年10月に設立されております。

平成9年10月	東京都渋谷区渋谷において㈱アルファインターナショナル(現：アルファグループ㈱)を設立し(資本金10,000千円)、モバイルビジネス部門を独立させる
平成10年2月	㈱プラスアルファにスタッフサービス部門を設置
平成11年2月	当社にネットビジネス部門を設置
平成11年6月	当社が㈱プラスアルファの株式を取得し、100%子会社化する
平成13年1月	㈱アルファインターナショナルをアルファグループ㈱に商号変更 ㈱プラスアルファのセールスプロモーション部門を当社に営業譲渡
平成13年9月	当社にカウネット部門を設置
平成14年4月	セールスプロモーション部門とネットビジネス部門を統合し、プロモーションデザイン部門を設置
平成16年4月	日本証券業協会へ店頭登録銘柄として登録
平成16年9月	アルファテクノロジー㈱を設立(連結子会社)
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年2月	㈱プラスアルファより、カウネット代理店事業を会社分割し、㈱アルファライズを設立(連結子会社)
平成17年3月	㈱アルファライズは、カウネットの代理店4社から営業譲受けを実施
平成17年6月	アルファインターナショナル㈱設立(連結子会社) a u 一次代理店事業を新規に開始 アルファソリューションズ㈱設立(連結子会社)
平成17年10月	カウネット部門のエリアエージェント業を除く、全ての事業部門を子会社化 持株会社体制へ移行
平成18年3月	㈱アルファライズは、World Link Discount Telecommunications, Inc.の営業譲受けを実施 ㈱アルファライズは、カウネットの代理店1社から営業譲受けを実施
平成18年4月	アルファイト㈱設立(連結子会社)
平成18年9月	アルファインターナショナル㈱が、㈱エムティーアイより移動体通信部門を会社分割させ設立した、アルファテレコム㈱の発行済株式を100%取得し子会社化する
平成19年4月	㈱A・R・M設立(連結子会社)
平成20年8月	連結子会社である㈱プラスアルファの発行済株式100%を同社の取締役3名に譲渡
平成21年1月	㈱アルファライズは、カウネットの代理店1社から事業譲受けを実施
平成21年3月	連結子会社であるアルファソリューションズ㈱の発行済株式100%を同社の取締役1名に譲渡
平成21年3月	㈱アルファライズは、格安国際電話サービス「ワールドリンク」の通信サービス事業を㈱テレコムスクエアへ事業譲渡
平成22年3月	連結子会社である㈱A・R・Mの発行済株式100%を同社の取締役1名に譲渡
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
平成22年6月	アルファインターナショナル㈱は、携帯電話向け公式コンテンツの会員登録促進を目的とするリアルアフィリエイト事業を㈱ベストクリエイトへ事業譲渡
平成23年2月	連結子会社であるアルファテクノロジー㈱の発行済株式の当社保有分51%を当社及びATホールディング㈱に譲渡
平成23年4月	㈱ドクターアイ・エイ・シー設立(連結子会社)

3 【事業の内容】

当社グループは、販売・マーケティングおよび人材の面から企業を総合的に支援する「ベスト・ビジネス・パートナー」を目指し、創業以来、知恵と情熱を注ぎ続け、今なお成長を続けております。

(1) 当社グループの事業内容

当社グループは、当社および連結子会社4社（㈱アルファライズ、アルファインターナショナル㈱、アルファイト㈱、㈱ドクターアイ・エイ・シー）により構成されております。当社グループは、事業コンセプトを「セールスイノベーションカンパニー」とし、当該事業コンセプトのもと業界を常に牽引すべく事業を展開しております。事業内容としましては、メーカーまたは商社（モバイル事業におけるKDDI㈱一次代理店、オフィスサプライ事業における㈱カウネット等が該当し、事業の系統図では「販社」としております）および、当社グループ代理店・法人顧客等の双方に対し総合的な支援を行っております。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

セグメントの名称	主要な会社
モバイル事業	アルファインターナショナル㈱
オフィスサプライ事業	当社、㈱アルファライズ
IT事業	アルファイト㈱
水宅配事業	㈱アルファライズ
その他事業	㈱アルファライズ、㈱ドクターアイ・エイ・シー

当社グループの具体的な事業内容は、モバイル事業（NTTドコモ、ソフトバンク、ウィルコム of 移動体通信端末の販売代理店事業、au一次代理店事業）、オフィスサプライ事業（㈱カウネットのエリアエージェント事業（注1）およびエージェント事業（注2））、IT事業（SEOサービスの販売）、水宅配事業（ウォーターサーバー事業の販売代理店）、その他事業（コスメティクス販売）を柱として展開しております。

(注1) ㈱カウネットと委託販売契約を締結した代理店をエリアエージェントと呼んでおります。エリアエージェントは、登録顧客の開拓と管理を行うエージェントとしてオフィス用品のユーザーとなる法人顧客の拡大営業を行うと同時に、法人顧客を開拓するエージェントを開拓および管理する一次代理店の機能を果たすことを㈱カウネットに委託されております。

(注2) ㈱カウネット所定のエージェント登録手続きを完了した販売店をエージェントと呼んでおります。エージェントは、㈱カウネットの登録法人顧客の開拓および管理等を行う販売店であります。

(2) 各事業の説明

(a) モバイル事業

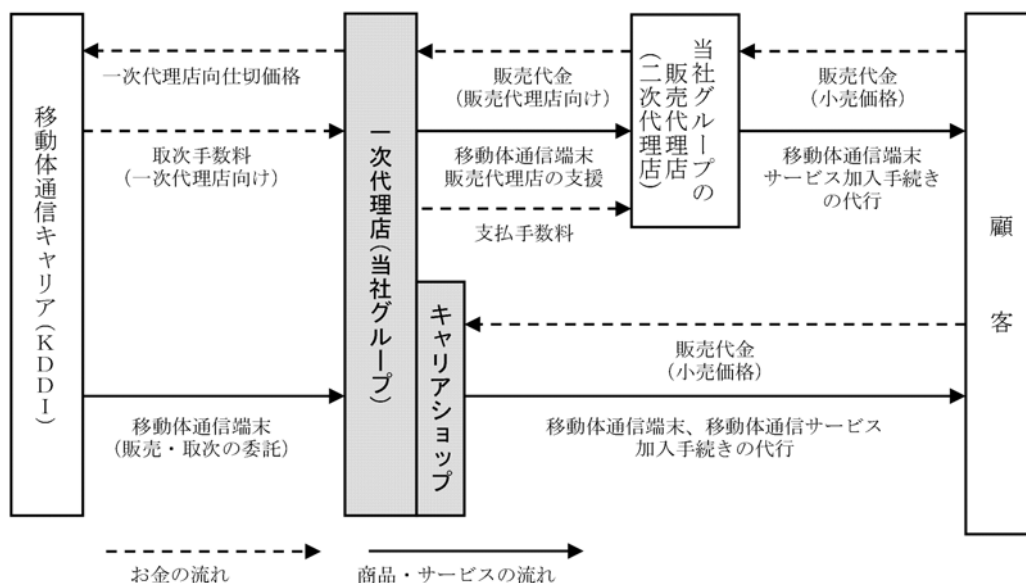
高い全国シェアを占める関東圏を中心に代理店を展開し、一次店と販売代理店双方への支援を行っております。具体的には、代理店へ不動産支援、金融支援等を提供し、一次店・代理店の双方の売上増大やリスク低減などの多くのメリットを生み出しております。

更に、平成17年6月にau一次代理店、平成18年9月にソフトバンクの一次代理店を開始し、将来の安定的収益の確保および携帯電話の番号ポータビリティ開始に伴う市場変化に対応するため、売れ筋端末の確保、販売店支援のための営業人員の採用・育成、販売チャネルの拡充、店舗の開拓および代理店への販売支援を積極的に行っております。

なお、ソフトバンクの一次代理店事業におきましては、平成20年7月にテレコムスクエア株式会社と包括的な携帯電話販売の拡販を目的としてソフトバンク携帯の販売にかかわる業務提携を結んだことにより当社は現在二次代理店として事業を行っております。

・一次代理店事業

auにおきましては移動体通信キャリア（注3）の一次代理店として、携帯電話の移動体通信サービスの加入者の獲得、通信端末の販売、修理の受付や利用代金の受取など加入者の維持に係る事業を行っております。その事業目的を遂行するため、キャリアショップを中心とした直営店、販売代理店（二次代理店）を使って販売しております。収益形態としては、販売代理店（二次代理店）に対する機器販売価格と移動体通信キャリアからの受取手数料（注4）を売上、移動体通信キャリアからの機器仕入価格を仕入、販売代理店（二次代理店）に対する支払手数料（注5）を売上原価としております。また一次代理店事業におきましては、自社在庫および二次代理店での委託在庫が発生します。売れ筋端末確保のため、当社の戦略会議において、在庫数量を決定しております。



(注3) 移動体通信キャリアとは、自ら電気通信回線設備を設置して電気通信事業を行う第一種電気通信事業者のうち、移動体通信端末等の移動体通信サービスを提供している(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)等の事業者の総称であります。

(注4) 受取手数料とは、当社が移動体通信キャリアに代わって移動体通信サービスへの加入契約の取次を行うことにより、移動体通信キャリアから支払われる手数料であります。受取手数料には、販売台数、支払対象期間、支払対象となるサービス業務の内容、通話料金に対する割合等に応じて支払われる手数料（コミッション）等があります。移動体通信キャリアは、自社の方針や戦略によって、当該手数料の金額、支払対象期間、支払対象となるサービスの内容等を随時変更しております。

(注5) 支払手数料とは、当社の販売代理店が当社に代わって移動体通信端末の販売および移動体通信サービスへの加入契約の取次を行うことに対して、当社から支払われる手数料であります。支払手数料も、受取手数料と同様の種類があり、当社は受取手数料の金額、支払対象期間、支払対象サービスの内容等の変更状況に応じて、当社の方針や戦略を盛り込んで当該手数料の内容を決定しております。

・販売代理店事業

N T T ドコモ、ソフトバンクおよびウィルコム（株）の移動体通信キャリアにおきましては、移動体通信端末の一次代理店と代理店契約を締結し、移動体通信キャリアと契約する一次代理店の移動体通信端末を、当社が再委託契約（あるいは業務委託契約）を締結した販売代理店等を使って販売しております。

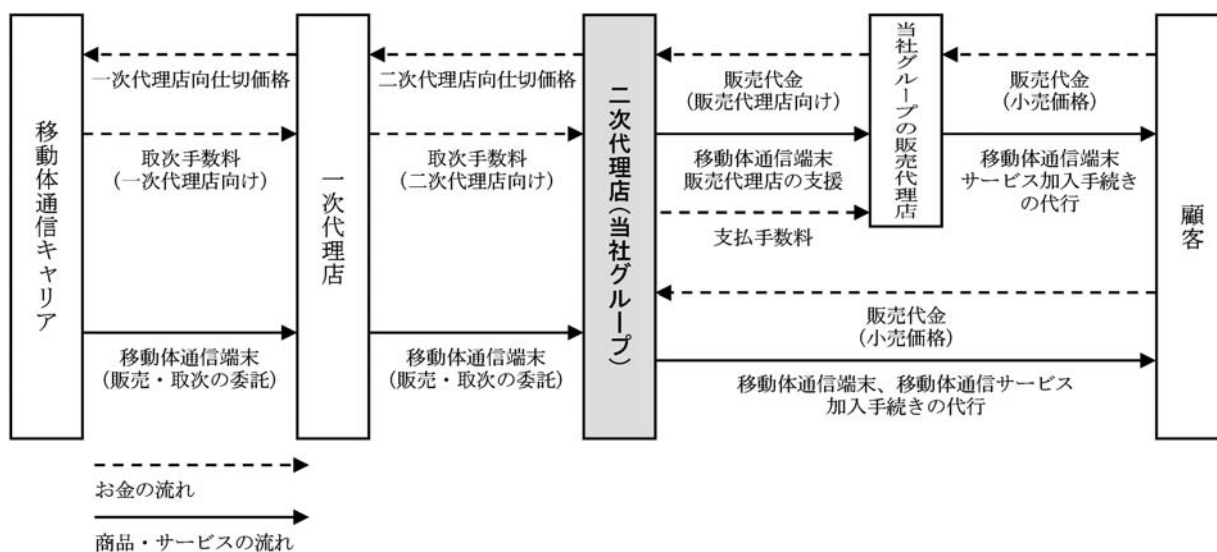
N T T ドコモの収益形態としては、一次代理店からの機器仕入価格と受取手数料（注6）の差額を仕入、販売代理店への機器販売価格と支払手数料（注7）の差額を売上としております。当該収益形態の中では、当社は卸売業者・二次代理店ではありますが、これまでの事業展開の中で獲得してきたノウハウや多くの販売代理店を組織していることによるメリットを、一次代理店と販売代理店の両者に提供しております。

また、当社および販売代理店は、商品が委託在庫であるため、顧客が店舗において移動体通信端末を購入し、当該端末に対して一次代理店が使用可能となる手続きを行った時点で販売が成立し、同時に仕入も成立することになります。したがって、当該部門では基本的に在庫を保有しておりません。

その他ソフトバンクを含む移動体通信キャリアの収益形態としては、販売代理店に対する機器販売価格と一次店からの受取手数料（注6）を売上、一次店からの機器仕入価格を仕入、販売代理店に対する支払手数料（注7）を売上原価としております。在庫につきましては、自社在庫および販売代理店での委託在庫が発生します。

当社の主な業務は、販売代理店の開拓、販売代理店の管理、販売代理店の販売支援、一次代理店および販売代理店への情報提供等になります。これらの業務により、当社は販売代理店の収益拡大に貢献するとともに、一次代理店の売上拡大・販路拡大に貢献し、ひいては当社の収益の拡大を図っております。

また、当社は販売代理店の拡大の目的で、当社が移動体通信端末の販売店舗を賃借し、当該店舗を実質的に転貸する方法を採用しております。この場合、当社は販売代理店に、当社が賃借した店舗の運営業務を委託するため業務委託店と呼んでおります。業務委託店の場合、販売代理店から月間家賃相当額を店舗運営に係る利益保証金として毎月徴収し、当該委託業務によって発生する収益費用は販売代理店に帰属することとしております。当該契約形態をとることで、当社は実質的に物件を転貸しておりますが、保証金については当社が負担しており、販売代理店の保証金に係る資金とリスクを負担することで、販売代理店の拡大を図っております。



（注6）受取手数料とは、当社が一次代理店に代わって移動体通信サービスへの加入契約の取次を行うことにより、一次代理店から支払われる手数料であります。受取手数料には、移動体通信サービスへの加入の取次を行ったことに対して支払われる手数料、一次代理店の定めた取次件数を上回る取次を行ったことに対する手数料、一次代理店が定めた特定の端末を販売したことに対する手数料、加入手続きの際に移動体通信キャリアの指定した特定の追加サービスに加入者が加入したことに対する手数料等があります。一次代理店は、移動体通信キャリアおよび自社の方針や戦略によって、当該手数料の金額、支払対象期間、支払対象となるサービスの内容等を随時変更しております。

（注7）支払手数料とは、当社の販売代理店が当社に代わって移動体通信端末の販売および移動体通信サービスへの加入契約の取次を行うことに対して、当社から支払われる手数料であります。支払手数料も、受取手数料と同様の種類があり、当社は受取手数料の金額、支払対象期間、支払対象サービスの内容等の変更状況に応じて、当社の方針や戦略を盛り込んで当該手数料の内容を決定しております。

(b) オフィスサプライ事業

オフィス文具通販のカウネットを中心に、総合的なオフィスのコスト削減を提供し続けております。

「カウネット」とは、コクヨ㈱が100%出資して平成12年10月に設立した子会社である㈱カウネットが構築したオフィス文具通販制度のことを言います。当社は、平成13年5月に㈱カウネットとエリアエージェントとしての委託販売契約を締結し、平成13年9月よりカウネット部門を立ち上げております。カウネットの特徴は、最終顧客から24時間・365日体制で注文を受け、当日または翌日に配送するものであります。

カウネットの販売組織は、㈱カウネットの商品のユーザーとなる法人事業所顧客の開拓や管理を行うエージェントおよび当該エージェントの開拓や管理を行うエリアエージェントがあります。エージェントはエリアエージェントと委託販売契約を締結し、カウネットの登録顧客の開拓や管理を行っております。

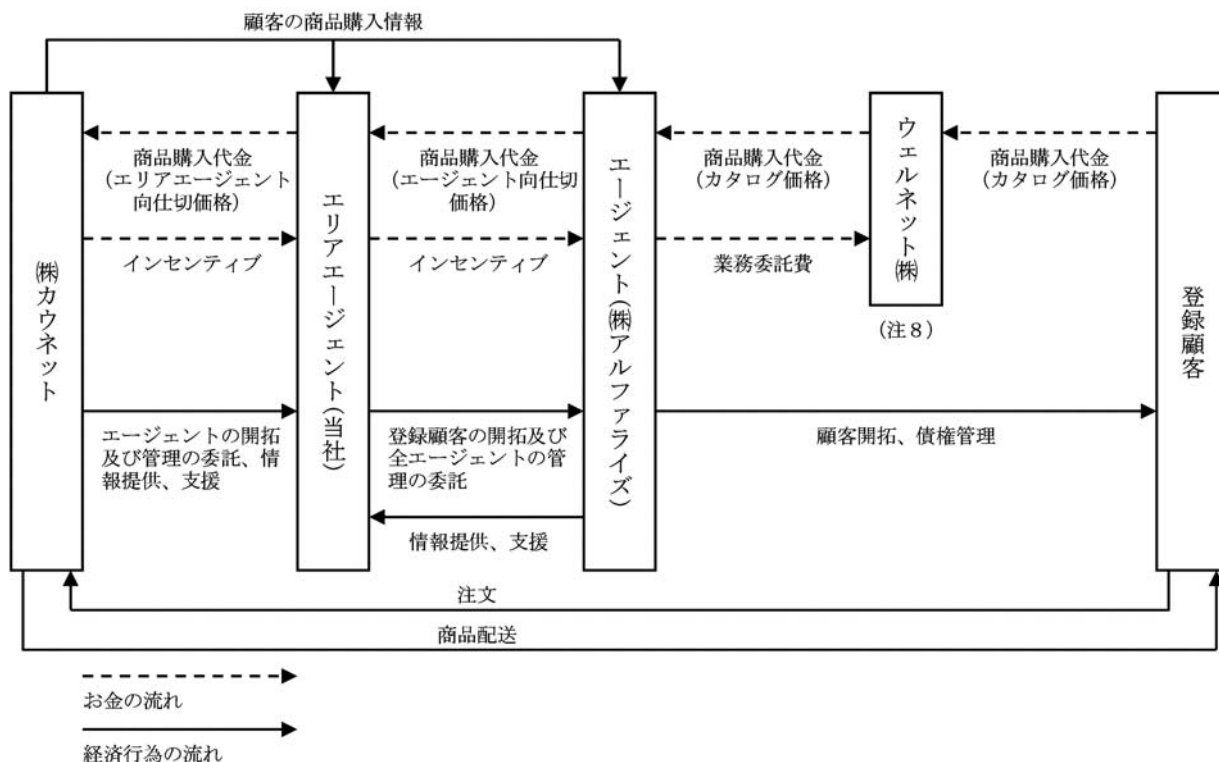
カウネット部門の売上高および仕入高の計上については、カウネットの登録顧客(オフィス用品の最終ユーザー)がカウネットシステムによってオフィス用品等を注文した場合、当該顧客を顧客登録しているエージェントについては登録顧客へのカタログ価格での販売とエリアエージェントからのエージェント向仕切価格での仕入が、当該顧客を登録しているエージェントと委託販売契約を締結しているエリアエージェントについてはエージェントへのエージェント向仕切価格での販売と㈱カウネットからのエリアエージェント向仕切価格での仕入が発生したものと見なされます。商品の登録顧客への配送は㈱カウネットが行い、登録顧客への請求書の発行・送付は㈱カウネットが収納代行を委託しているウェルネット㈱が行っております。したがって、エージェントおよびエリアエージェントは在庫を保有しておりません。

エリアエージェントとしての当社の主な業務は、エージェントの開拓および開拓したエージェントの管理、指導、育成、支援等により、エージェントの収益の最大化を図ることならびに㈱カウネットの収益拡大、事務負担の軽減、債権回収リスクの軽減に資することであると考えております。

当社は、登録顧客の有効な獲得方法としてテレマーケティングを採用しております。これはカウネットがオフィス用品の販売であり、登録顧客はカタログを見て注文し、各注文金額は高額にはなりにくく、顧客のメンテナンスも大部分は㈱カウネットが行うため、電話による登録顧客の獲得が効率的かつ十分に欠けないものと判断しているからであります。

なお、子会社の㈱アルファライズが当社のエージェントとなっており、顧客獲得活動および獲得した顧客の管理等を行っております。また、当社のエリアエージェント業務において、全エージェントの管理業務等を委託しており、グループの収益拡大に寄与するとともに、当社の他エージェントへの営業ノウハウや情報の提供に活用しております。

カウネット事業のビジネスフローとエリアエージェントおよびエージェントの位置付けは以下のとおりであります。



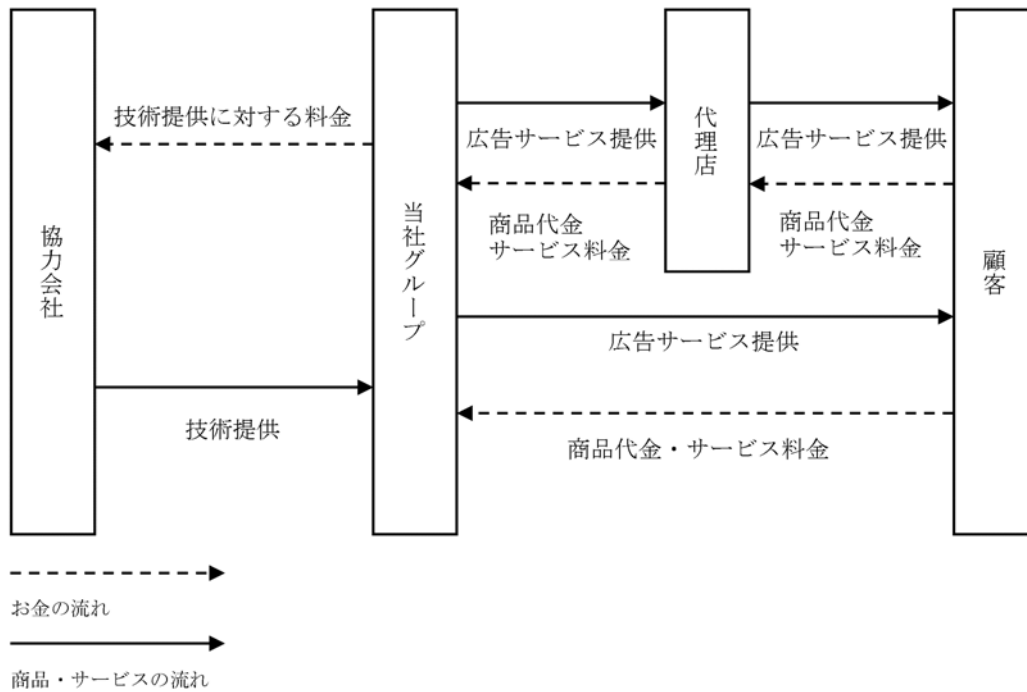
(注8) ウェルネット(株) (JASDAQ: 2428) は、カウネットにおける収納を代行しております。登録顧客への請求書の送付、入金口座の指定、指定口座への入金確認、エージェントへの入金状況の連絡、入金された販売代金のエージェントへの支払等は同社が行っております。ただし、未入金に対する回収業務はエージェントが行っております。

当社は、カウネットにおける収益基盤の拡大のためには、契約エージェントが、より多くの登録顧客を、可能な限り短期間で獲得することが重要課題であると認識しております。また、そのためには、有力なエージェントの短期間での確保・育成も同様に重要課題と認識しております。

(c) IT事業

企業のホームページへの集客を効率的に誘導する検索エンジン最適化対策としての「SEOサービス」の提供を開始しております。

SEOサービスとは、大手検索エンジンにおいて顧客のホームページに対策を施し、検索結果の表示を上位に表示させることで、ネット上から多くの集客を集め、その代価を頂くサービスであります。



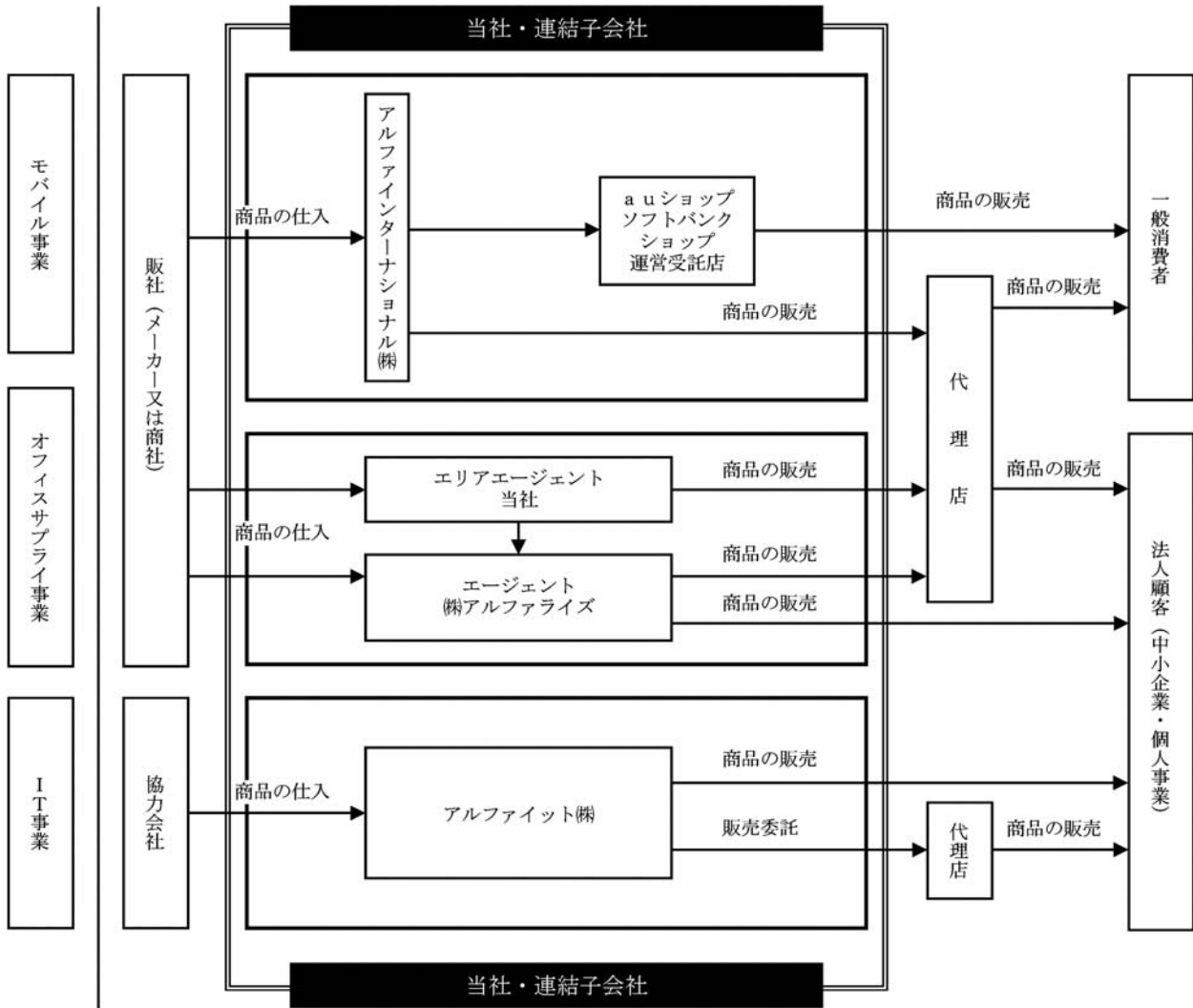
(d) 水宅配事業

オフィスサプライ事業の当社保有のコールセンターを活用し、これまでカウネット顧客獲得で培ったアウトバウンドコールのノウハウを生かし、コールセンターから電話による法人顧客獲得を進め、ウォーターサーバーの設置、水の販売を行っていましたが、当社が保有する水源地域において、高い確率で地震の発生がある旨の発表があったことを受け、獲得は縮小しております。

(e) その他事業

IT事業で培った技術を生かし、ドクターズコスメのインターネットを通じた販売を行っていましたが、大幅な収益の見通しが立たないことから、事業撤退を判断いたしました。

事業の系統図は次のとおりであります。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安達 則嗣 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アルファグループ株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アルファグループ株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安達 則嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。